

法人番号・個人番号の記載について

平成 28 年度償却資産申告書から、法人番号または個人番号の記載欄が追加されました。つきましては、次の点に留意して、ご記載いただきますようお願いいたします。

1. 法人番号の記載

13 桁の法人番号は、公表されることを前提とした番号です。間違いのないよう注意してご記載ください。法人番号確認書類の添付は必要ありません。

2. 個人番号の記載

12 桁の個人番号は、住民票を有する全ての方に通知される大切な番号です。個人情報漏えい、成りすまし等を防ぐため、個人番号が記載された申告書の受付には本人確認が必要です。(郵送の場合は確認書類の写しを同封してください)

【本人による申告の場合】(一般的な本人確認方法)

個人番号カード：これ 1 枚で可

↓ 個人番号カードがなければ

通知カード + 運転免許証等 (写真付) が必要 または

個人番号記載の住民票の写し + 運転免許証等 (写真付) が必要

↓ 顔写真付の証明書がなければ

通知カード + 2 種類以上の証明書 (年金手帳等) が必要 または

個人番号記載の住民票の写し + 2 種類以上の証明書 (年金手帳等) が必要



【代理人による申告の場合】(一般的な代理申告方法)

① 委任状 (代理権の確認)、② 代理人の運転免許証等 (代理人の身元確認)、③ 申告者の個人番号カードや通知カードの写し (本人の番号確認) が必要です。

(税理士の場合は、① 税務代理権限証書、② 税理士証票、③ 申告者の個人番号カードや通知カードの写しでも可。)

個人番号を受付するための本人確認方法は原則として上記のとおりですが、税分野では市があらかじめ住所氏名 (個人識別事項) を印字し、本人に送付した申告書による確認が認められています。

伊勢市が住所氏名を印字し、お送りした申告書で、本人がご申告いただく場合は、番号確認書類 (個人番号カードや通知カード、個人番号記載の住民票の写し) を提示していただくのみで結構です。 (郵送の場合は、番号確認書類の写しを同封してください。) 企業電算処理方式等でご申告いただく場合は、伊勢市の申告書を未記入で添付してください。